本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一三七号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和元年一一月一日から施行することとした。

◇平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（内閣府本府）

1　平成二八年熊本地震による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和二年一〇月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇銀行法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三九号）（金融庁）

一　銀行法施行令の一部改正関係

1　信用の供与等から除かれるものの範囲

信用の供与等を行う銀行若しくは銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等について、信用の供与等の範囲から除くこととした。（銀行法施行令第四条及び第一六条の二の三関係）

2　銀行持株会社に係る同一人に対する信用供与等限度額を算定する際の信用の供与等の区分

金融庁長官が指定する銀行持株会社による金融庁長官が指定する者に対する信用の供与等について、その信用供与等限度額を算定する際の区分を新設することとした。（銀行法施行令第一六条の二の三関係）

二　その他関係政令の一部改正関係

農業協同組合法施行令、信用金庫法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令、水産業協同組合法施行令、農林中央金庫法施行令及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の施行期日を定める政令（政令第一四〇号）（厚生労働省）

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三〇年法律第一〇五号）の施行期日は、令和元年一二月一日とすることとした。

◇循環器病対策推進協議会令（政令第一四一号）（厚生労働省）

1　循環器病対策推進協議会の組織及び運営に関する所要の規定を置くこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和元年一二月一日から施行することとした。